

本稿は、楊有廣教授が將來された『貴州苗族林業契約文書匯編（一七三六—一九五〇年）』（以下、本文書と略称する）八五三件、特にその中の林業関係の契約文書について、主に形式的な側面から整理検討を加えることを目的とする。

本文書は、十九世紀前半を量的重心としつつも、乾隆元年（一七三六年）から民國三十九年（一九五〇年）までという二百余年の長い時間的広がりを持ち、實際その間に幾つかの傾向的变化もほの見える。また本文書中には、苗族内の親族構造や在地苗族と外來漢族との交渉関係等の、必ずしも契約の直接的対象とはされないがその基礎にあつて契約内容を規定する幾多の社会的諸要素がはいま見える。しかしそうした歴史的展開や社会的背景の問題は、能力及ばず本稿では深く立ち入ることが出来なかつた。《研究編》の諸論文の参照を強く求める。

本文書を読解しまた本稿を成すに当たっては、楊有廣教授が東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所でなされた二つの研究報告から多くの示唆を得た。最初に記して深く感謝したい。

一 文書の分類

1 林業契約文書の諸類型

(I) 山主の地位の処分をめぐる文書

本文書から窺える当地の林業は、一つの山塊あるいはその中の一区画を単位として杉の植林を行い、二十年前後の時間を経た後にそれら樹木を一括して伐採し、下流から上がってきた漢人商人（客商）に賣却するというサイクルを繰り返すことによつて成り立っている。そうした山場経営を行う地位は苗族の私人によつて占められ、その地位は代価を以つて譲渡されていた。本文書の約半

数は、そうした地位の処分の際に立てられた契や合同からなる。

(ア)譲渡をめぐる文書

ほぼ全数が絶賣であり「断賣山場杉木約」といった名称を持つ(なお時に「補」なる用語が現れるが、その實質は「絶賣」と違わない。近親相手に処分をしたり紛争解決の手段として権利移転を行う場合など「賣」字を憚る時に便宜的に用いられた用語と思われる)。一定区画内で各種の収益行為(管業)を行いうる地位を人に譲るという点で、法的本質はその他一般の田土賣買と変わるところはなく、そして實際それら賣契は、その形式において普通の田契と殆ど同じ文面・体裁で作られている。ただ次の二つの事情が本山林賣契に興味深い特徴を與える。

第一に、通例、当年の農事終了後・次の農事着手前、即ち土地上に何らの作物が無い状態で純粹に今後の經營権をめぐる賣買が行われる(そして通例、年に一度はそのチャンスが訪れる)田畑とは異なり、大部分の山場賣買は、その收穫までのサイクルの長さ故に生育途上の樹木を抱えた状態で行われる。

通常は生育途上の杉木の載った山場という形で一括して賣買されるが、まさにその「山場及び杉木」の絶賣という表現が示すとおり、賣買されるものは山場それ自体に対する所有権(現状のみならず、今回山場にある杉木が伐採賣却された後も、次の植林から始まる新たな經營サイクルを開始しうる地位)と、現在山場にある樹木を伐採賣却した時の代価收受権という二つの要素からなるとも意識されていた。そして實際、例は少ないが、山場所有権を留保したまま、山場の杉木、正確に言えば、生育伐採後にその杉木の賣却代価を得る地位のみを賣却する例も存在する(そしてそれらの多くは正確にも「断賣杉木字」という名称を持つ。ただ付言すれば、B—〇〇六四の如く「断賣杉木約」と言いつつも伐採後の經營権まで買手手に與える山場譲渡契約もあるので、標題のみを頼りにすることはできない)。

第二に、ここでは多くの山場は複数の(大部分の場合は同姓の)諸主体の協同經營にかかる。そして多くの場合、既にその經營に対する諸権利は「股分」の形で成員間に確定的に配分されている。本文書の山場賣契も、その大半は各成員が自己の持つ股分を賣却する時に立てられた契である。当然ながら二股に分けた内の一股といった單純例も一方にはあるが、他方には五四股に分けた中の一股(A—〇〇九二)あるいは二五二股に分けた中の一股(A—〇〇一〇三)といった非常に細分化された股の賣却例も存在する。またそうした股分の細分化は、四大股に分けた一股を更に一九小股に分けたものの更に半分を賣却する(A—〇〇五二)といった例が示す通り、多段的に行われまた表示もされる。

こうした股は、「日後修理出人工、照紙上股數出人。長大砍伐、照股數均分」(A—〇〇五九)といった表現が示すとおり、伐採樹木の賣却代価配分の基礎であると同時に、山林管理労働の供出量の基礎ともされていた。ただ股同士の間には、そうした一定の經營

的連関が予想されるにもかかわらず、股分譲渡についての制限や、股分買収をめぐって他の股分所有者の承認が必要であるといった議論は文書中には表だつては現れない。しかし以下に見る股分確認の文書が時にその理由として「歴年以來屢次出賣杉條分價、只奈其中股分頗相混雜不明」(E—〇〇〇一)、「因年(久)買契股數多有混雜不清、以致爭多論少」(E—〇〇四九)と云うことから知られるとおり、多數の股分がそれぞれ勝手に買収されるこうした状態が時に混乱を生みもしたことは確かに見える。

(イ) 分割や得分確認をめぐる文書

上述の山主の地位を分割する、あるいは分割された得分を確認する際に作られた合同文書が併せて五十件ほど存在する。分割のあり方としては、上述した様な、従前の山場経営体を維持しつつ経営參與者間での権利義務関係を股分の形で分かつ(あるいは明確化する)形と並んで、山場経営体それ自体を分割する(山場を空間的に区分する)形式も存在する。空間分割の場合には当然ながら誰と誰との間でどこを境界として山場を区分するかの確定が主題となり、股分分割の場合には関係者間での得分の數量的議定・確認が合約の主題となる。

分割をもたらす最大の原因が、広義の家産分割(家計の分離、家計單位毎の得分の成文化・明確化)にあったことは疑いない。そして實際、漢族と同様の圖書が立てられ、その一部として山場の分割が議せられる例も存在する(例えばE—〇〇〇七)。ただ反面、個別山場の股分分割状況を見る限り、そこに常に厳密な均分への志向を見て取れる訳ではない。配分はしばしば不均等であり、また時に現れる股分總數が一九といった大きな素數である例は、兄弟均分を出発点とする発想の存在自体を疑わせる。家産分割と言つても、父親直下の兄弟間で承継全財産について一回的な均分を行う漢族型のあり方を自明の前提とすることは難しい。

また大部分の空間的分割契約は、そこで初めて持ち分を分かつというより、むしろ既に多數主体の間で股分の形で分有されている一協同経営体を、それまでの股分を基礎に數人を單位とする幾つかの協同経営体に区切り直す形を取る。となれば、空間分割のきつかけを直ちに家産分割それ自体に求めることも實は却つて難しい。

(II) 森林管理の請負をめぐる文書

本文書から見ると、森林育成は、裸山に植えた苗木が無事定着し一定の相互依存関係を持つ林を形成する(史料では「成林」と呼ぶ)までの比較的によくの間と熟練とを要するリスクの大きい段階と、些少の維持管理(史料では「修理」と呼ばれる)を怠りさえしなければ順調な生育がほぼ保証された成林以後の安定した段階との二つから成る。そしてこれら森林育成の作業は時に山主以外の主体によって担われた。本文書では、成林および修理を請負う主体は、裁手と総称される。

請負側(裁手)は、一家であることもあるし、それ自体が複数の異姓の連合体であることもある。そしてその請負の対価は、ここ

ではそうして育成された森林樹木を最後に伐採賣却した時に得られる代価に対する得分権の形で栽手に支払われる。得分の比率は山主三・栽手二を基本形としつつも、時期とケースによってかなりのばらつきを持つ。その代価得分権は、山主自身が得る得分権(山主股)との対比で「栽手股」と呼ばれ、また伐採を待たずに単独で賣買もされていた。

(ア) 租佃契および租佃合同

山主と栽手の間の契約文書は、立契時期に従って二類型に分けられる。

第一は、初発の植林請負時に立てられる「限至五年内、栽齊杉木成林」といった文言を核とする植林請負をめぐる契約文書である。

栽手側が立契者となり山主に差し出す「佃栽杉木字」(あるいは時に「討字」C—〇〇〇六)という形式、山主側が立契者となる「准字」(C—〇〇〇三)の形式が伝存文書の過半を占める。しかし時には、栽手山主それぞれが上記文書を立て交わしたと思わせる例(C—〇〇一九)や、双方が同一内容の契據を自己の名で立て合つて割り印する「合同」形式の文書も見られる。残存状況は措いて契約本体について言えば、双方立契するのが基本形なのかも知れない。多くの契據では成林までに三年なり五年なりといった期限を付し、また時にはそれに加えて成林出来なかつた場合の処置(通常は栽手の取り分はゼロになる。また時には栽手側から担保が差し出される例もある)等が付記される場合もある。

第二は、上記の「成林」段階において山主栽手の間で改めて立てられる合同約であり、「至今杉木長大」という文言をキーワードとする。ただ成林時に必ずこの種の合同約が立てられるのかは必ずしも明白ではなく、またそのせいもあつて、これら合同約の主目的(およびその請負契約との役割関係)は必ずしも一概には論じがたい。

と言うのも、確かに一部の請負契約の中には、成林時に改めて合同を立てると記す例や、更には請負契約自体の中で山主股栽手股の得分を約定せずそれをこの合同約に譲る例もある。そこまで行けばこの合同約定立は必須であり、またその目的は得分約定にあるということになる。

しかし他面には、成林時に改めて合同を立てるといふ当の請負契約自体の中に、既に山主栽手の得分比が明記されている例もある。そうした場合には、成林以後の保守管理は栽手に委ねるといふ一点こそがこの契約の實質と言うことになる。そして更には当初請負契約自体が「日後長大發賣」段階までの約定を含む合同形式で行われる(また成林時の再度の契約締結について何らの言及も無い)場合もある。ここまで行けば成林時に改めて何かを新たに約定する必要はもとより薄い。

ただ何れにせよ、成林成功と否とでその後の扱いが異ならざるを得ない以上は、どこかの時点でそれを確認・確定することは必要であり、その為の儀式なり宴会なりは必ず行われたと想像することは許されよう。そうした儀式の機会に、更に幾つかのことを確認あるいは再確認する合同約が立てられることもあれば立てられないこともあつた、という想定がまずは出発点に置かれるべき

ことなのであろう。

(イ) 栽手股の処分契

上記の様な栽手股を売買する契據であり「賣栽手杉木約」「賣杉木字」といった名称を持つ。一括賣買が多いが、栽手股内部を更に幾つかの股分に再分割した上で賣買する例も見られる(例えばB―〇〇三五)。その本質から言って買賣は成林後の安定した段階で行われる例が大多数を占めようが、上述の成林時合同約の中に、栽手股を買得した後に成林したという経緯が語られる例が一つだけある(C―〇〇三四)。

植林請負契や成林時合同約の中に、栽手股に対する山主の先買権を述べる例は少なくなく、また實際に成林後に栽手股のすべてを山主に賣却する例も散見する。山主がすべての栽手股を買い戻せば、伐採賣却を待たずに山主栽手関係が消滅し包括的な山場所
有権・山林収益権が回復することになる。ただ山主側・栽手側がそれぞれに股分分割されている場合には、たとえ山主側の一人がすべての栽手股を買得したとしても完全復元とはならず、それどころか一人の主体が山主股の一部と栽手股の一部を持つといった変則的な形が全体で十例ほど現れる。

(Ⅲ) 伐採樹木代価の配分をめぐる文書

本文書の中には、最後の最後、山林伐採賣却時に得た代価を、山主股間、あるいは栽手股・山主股間で分配する時に立てられたと思われる文書が四十件ほど含まれる。樹木代価の総計と扣除費目が説明されたあとに、関與する人名と股分およびその股分に応じて得べき配分金額が箇条書きで列挙される。

本稿では仮に「分銀清單」と名付けるが、実際には文書名も立契者名も無いものが多く、その意味では精算時の覚え書き・計算メモというのが本來的な性格なのかもしれない。しかし、ことの性質としてそうした清算が関係者間での股分・得分の再確認の實を
持たない筈もなく、そして實際そうした股分確認の要素が表に出れば「存清單三紙……各存一紙」(E―〇〇六一)の様に、こうした文書自体もが股分確認の合同約の如き扱いをされることになる。

またそれらの文面は共通して、最終段階では客商が「砍伐下河」を行うと述べる。ただ、おそらく現金受領と同時に山場の樹木の伐採と運搬の全体を客商の手に委ねてしまう方法が採られていた為であろう、樹木の伐採・賣却部分の有様を直接に伝える契約文書は本文書中には却って含まれない。

栽手股が山林管理を行ってきた場合でも、伐採賣却・代価精算が終わると、栽手股賣契は「砍了」と書き込まれて廃紙となり、「地は原主に歸し」、次の山場経営をどの様に行うかはすべて山主の手に委ねられる。次の経営サイクルの始まりである。

2 本匯編の文書分類、あるいは裁手股と山主股との関係の理解

本文書は、その全体が楊教授によつて既に以下のグループに分類され、また各グループ内は基本的には契據に記される年代順に並べられている。本『貴州苗族林業契約文書匯編（一七三六一一九五〇年）』もこの楊教授の分類と分類番号に全面的に依つて編纂されている。

- A. 山林賣契 二七九件
- B. 含租佃關係的山林賣契 二七七件
- C. 山林租佃契約或租佃合同 八七件
- D. 田契 五五件
- E. 分山、分林、分銀合同 九〇件
- F. 雜契(包含油山、荒山、菜園、池塘、屋坪、墓地之賣契及鄉規民約、調解合同等) 四五件
- G. 民國賣契 二〇件

山林契約文書についてのみ述べれば、民国期の日付を持つ賣契はすべてGに収められる。Cには、植林着手前に立てられる請負契約と成林後に立てられる合同とが一括して収められている。Eには、空間分割・股分割の合同(E—〇〇五三まで)と、伐採賣却時の代価分配に際して立てられた分銀清單が収められている。

幾らか特徴を持ちまた注意を要するのは、AとBの区切り方である。Aは基本的に山主の地位の譲渡をめぐる賣契(「賣山場杉木字」)を集める。しかし同じ山主の立てる「賣山場杉木字」であっても、その文面から裁手の存在が窺える文書は、ここでは裁手股の賣契(「賣杉木字」と一緒にBの側に配される。分類標題が正確に示すとおり、楊教授の研究関心にして分類基準は、實態レベルにおける植林請負關係(所謂「租佃關係」)の有無という一点にあり、契約文書本体の形式にはない。

それゆえ、契約形式・権利内容に着目した場合、この分類法は時に奇妙な結果を生み出す。例えば、裁手の存在に着目して一括してBに配される文書の中でも、その内實は、裁手股との対比で自己の賣るものを明示的に「山主股」と述べるものもあれば、單に契據末尾に「外批：裁手在外」とのみ注記する(そして山主と裁手との股分の割合すら記さない)ものもある。後者の様な場合、契據定立者の意識において、自らの行うことをAグループの山林賣契と區別する意識はもとより低い。またこれと反対に、上述した山主が行う杉木賣却代価得分権のみの賣買契約(「賣杉木字」)は、山主單獨の行為としてAの側に配されるが、契據の名称においても

その法的内實においてもBの裁手股買賣と変わらない。社会経済学的な関係に従った文書分類は、こうした共通性を見えにくくする。

ただ反面、裁手股の有無によって山地側の賣契までもを兩分し、また逆にそれを通じて裁手股賣契を一部の山場賣契と一括もしてしまふこの分類方法が、常に当事者の意識と乖離していたと論じてしまえば、それもまた誤りとなる。問題が一筋縄では解き難くなつてしまふ原因は、当時の裁手股と山主股との関係自体が既にして兩面的な性格を帯びていることにある。

まず第一に、処分される権利の内實に厳密に即するならば、答えは比較的に簡單である。たとえ文書上において山主股・裁手股が並列的に書かれている場合でも、山主はその伐採後も山主であり続けるのに対して、裁手が持つのは所詮は今回の樹木代価に対する得分権に過ぎず、その代価收受によつてその都度ゼロに帰することに変わりはない。つまり田土租佃関係に類比して言うならば、そこにある裁手股・山主股の關係は、田面主田底主の如き所有權レベルでの並列關係ではなく、むしろ秋收時の穀物分配でその年度の農事寄與關係が清算される「分種」(分率租)における租佃關係に近いものであり、裁手股とは言わばその今期收穫物の取り分権に他ならない。ここで佃戸 \parallel 裁手の地位が、單獨処分可能な裁手股という形態を取る主要な原因は、耕作權の強弱の問題と言ふよりは、むしろ單純に山林植林においては労働投下と成果回収との間が長時間空いているという事情によるに過ぎない。裁手股が居ようが居まいが山場所有權の本質に何らの変化はないという所に重点を置いて事態を理解するならば、楊教授の分類は少し誤解を生みやすいという評価が出てくることになる。

しかし第二に、「山主股」を賣却する契據の多くは、まず山主裁手間の股分配を示し、ついで山主股内の自己の股分を示す仕方で自己の得分を説明する。また自己が持つ山主股三股とその後買得した裁手股二股の内の一を併せた「地主裁手共四股」を今回出賣するといった表現が取られる場合すらある(B—〇〇九一)。そうする時、立契者の腦裏にあるものが裁手股と山主股とを並列的・等質的に扱う視点であることも言うまでもない。確かに山林樹木の収益配分に関して言うならば兩者の間に区別はなく、伐採代価得分を正確に示そうとすれば裁手股山主股兩者併せた説明が必要となるし、また必要とあれば兩者同士の足し算も可能である。

そして翻つて伐採賣却前、裁手股山主股が賣流通される局面の社会的現實に即してみても、兩者の質的差異を緩める要素は多數存在する。まず山主側の「山場所有權」的側面の比重自体が元よりそれ程には大きくない。既に見たとおり山場賣買の實質の相当部分は杉木の賣買にある(事實、山場賣却価格は当該山林が伐採賣却まであと何年ほどの段階にあるかに従つて大幅に高下する)。また山主は經營主体であると言つても、その地位自体が既に多數主体の間で股分の形で分割されていれば、多くの場合、個別主体が持つ經營上のイニシアティブは大きくない。そして裁手股側にある「山林管理労働」の側面について見ても、少なくとも成林以後についてはその密度はもとより非常に低い。裁手股側は管理労働義務が付随し、山主股側にはそれが無いといった区分に表現ほど

のリアリティーがある訳ではない。

山主股と栽手股とを今期收穫に着目して同列視することは一面では彼ら同時代人自身の感覚でもあり、事態の持つこちらの側面に力点を置けば、植林請負関係がある山地賣買契を栽手股賣買契と一括してしまう楊教授の分類にも、結果として相応の理由が見いだせることになる。

詰まるところ、投下労働の回収までに二十年余の時間が必要であるにもかかわらず、一旦成林段階を抜けてしまえば以後は労働密度が極度に低いという山林経営の特質が、山場所有権とは別に、否応なく今期の樹木代価の得分というもう一つの関心の焦点・着眼点を作り出してしまふという所に事態の本質はあるのだろう。分銀清單は後者の視点からのみなる世界であり、山林賣買は基本的に前者の世界で成り立つ。栽手股がある状態はその兩者の間を揺れ動く世界である。そして当時の人々は当面の関心と必要に従って二つの視点を上手に使い分けていた。

二 股同士の関係

本文書に見える「股同士の関係の中で、(商業的合股の用語を用いて言えば)錢股としての山主股と人股としての栽手股の間の結合がまずは目に留まるのは自然なことである。しかし山場所と管理労働がその様な仕方(言わば垂直的に)分かれたってしまう場合の兩者の関係については、問うべき問題は却って少ない。むしろ本文書を読解する場合の疑問点は、同位者内部での水平的な股分分割を巡って集中的に現れる。

例えば、山場経営が既に大小不揃いの多数の股に分化し、しかもそれぞれが好き勝手に賣買される中、具体的な山場経営はどの様な仕方(組織されていたのだろうか。同じ疑問は当然、栽手股が最初から多数の異姓からなる場合や、栽手股が分割され賣買されている場合についても同様に沸き起こる。しかしこうした当然の疑問に、正面から答えを與える情報は意外に少ない。ここでは文書上に見える断片的な手がかりを二点だけ指摘する。

1 協同の困難とその対処方法

先に引いた「日後修理出人工、照紙上股數出人」という史料が示すとおり、そうした山場の協同経営は、股分に按じて労力を提供する仕方で行われていたと考えられる。またある股分分割合同の中に記される「異日三股山内、用工齊理短火。倘有三股人等欠工不

出、毎日補工銀一錢五分」(E—〇〇〇三)といった罰則は、同種の原則を示すと同時に、その裏側として股分分割された零細な股の労働力提供が金銭拠出で代用された可能性を暗示もする。

ただ「山屬寛曠、只奈人多事碍、荒蕪日久、目觸心傷」(E—〇〇〇四)、「今我十一股等人丁甚多、難于修理」(E—〇〇〇六)、「奈今人多繁雜、修理不齊」(E—〇〇〇一〇)、「奈此山股數繁雜、難以齊心」(E—〇〇〇三二)の如く、関係者数が多くなれば必ずと協同の困難は増加する。勿論ある時点で「人多分雜、修理未便」を理由に山場丸ごとを経営能力ある第三者に賣却換価してしまうという選択もあり得(B—〇〇三七)、また他方には細分化された股を精力的に買い集める例も存在する(A—〇一八六の欄外には「外批：此山木地鍾英全買」という書き込みが読みとれる)。ただ自分達で山場経営を続けようとすれば、何らかの工夫が必須となる。そしてそれは特に「今已砍盡、竟欲復栽嫩木、其奈人多事耐」(E—〇〇〇九)の如く、長い生育時期が終わり集約的な労働の組織化が改めて必要となる植林の時点で強く意識される。

そして所有者達の間で山場経営体自体を空間的に分つ契約の多くは、まさにこの局面において結ばれた。上掲四例はどれもそうした契約の分割経緯説明部分に現れる文章である。構成員間の労働力提供に対する不公平感が強まれば、確かに「瓜分して其の勤惰に任せるに若くは莫し。勤者は應に厚利を獲、惰者も亦た怨尤無からん」(E—〇〇〇四)ということにもなる。

多数主体が力を合わせて成林に励むことの困難は、裁手側においても変わらない。そして空間的な区分けはそこでも採られた一方法であつた。公山一所を「夥佃」した同姓の五名は、「于中勤惰不一、有喜厭厭瘠、荒蕪山場」を恐れて、承佃した山林を更に五つに空間区分し「凡係分佃栽者、務宜各懇勤修理、一氣成林」することを合約する(C—〇〇四四)。

また「因人多難與齊心」に悩む栽手達は、時にもう一つの手法をも用いた。即ち成林を更なる第三者に再請負(又小作)させる仕方である。C—〇〇四六は、元請けの六名が上記の理由を擧げて、山場成林を更に龍三星兄弟に請け負わせ、成功時には栽手股二股の内の一股を龍兄弟に與えることを約し、また元請け六名の持つ栽手股一股を更に六名で股分分割する文書である。確かに労働部分を外部化して他の誰かに押しつけてしまうことが、上記問題を回避する一番の方法であることは明らかであり、またそうして股を得分収取権に純化してしまえば、成林前ですら更に自由に股を細分化することも可能になる。

そしてそうした事理に着目するとき、我々はここに見える植林請負関係・「租佃」関係それ自体について、食いはぐれた余所者が労働機会を求めて山奥にやってきた(C—〇〇〇六)という説明とは異なるもう一つの見方を獲得する。山主の側について言えば、「奈因山坡隔越、人多事礙、不得親自栽杉種粟」(C—〇〇〇三。准字)を言う一例を除けば、山主側での労働組織の困難を植林請負の理由として明言する例はない。しかし他面、股分の分化が極度にまで進行しているのはむしろ栽手股ある山場においてである。そして機能を論ずれば植林請負関係が山主側の管理労働の外部化そのものであることも疑いはない。動機の如何は別として、栽手山主

の植林請負関係の存在こそが、山主側の股分細分化を支え更に促進したことは明らかである。

そしてまだ山に木がある状態で次の植林の請負契約を結んでいる例(C—〇〇三二)は、裁手に山林経営を委ねて股の細分化を進めてしまった場合、再び自作に復することが難しかったという事情を告げているのかも知れない。

2 股分の兩額表示

本文書では股分が、何股分の何股という分数の形(股表示型)ではなく、何兩何錢何分何厘という細かな金額(兩額)の形で表示される例が相当数見られる。例えば「土股作二兩分派、本名占一錢二分一厘八毛七糸五忽(B—〇二四二)。山主側での細分化された股分の賣契に多く、また分銀清單の中では特にそれが纏まった形で見られる。時期的には新しいものが多いが、ただ同時期他例の中では股表示型も使われ続けており、兩額表示型が股表示型を駆逐したという訳ではない。

兩額が用いられるとは言っても、そこに表示される金額は、右の「二兩」にせよその一部たる「一錢二分一厘八毛七糸五忽」にせよ、その権利の賣買価格とはまったく関係がない。それを通じて示される實質は、股表示型と同じく、全体を二とした場合に自己はその一・二一八七五を持つという持ち分割合の表示、つまりは広義の分數的關係に他ならない。

ただ股表示型の分銀清單においては、樹木代価から必要経費を控除した金額を股分に從つて順次大股から小股へと分配する仕方で事態が述べられる(そして實際の分配もその様になされたのだろう)のに対して、兩額表示型の分銀清單においては、同様の額をまず全山兩額で除し兩額一兩当たりの配分金額を算出し、ついで各人所有の兩額をそれに乗する仕方で各人の配分金額を直接に算出する仕方が採られることが多いとは言える。

どういふ経緯で兩額型表示方法が現れたのかを確定的に論ずるのは難しい。ただ個々の兩額型表記例を、果たしてそれは股表記型では代替できないのかという視点で見直してみると、兩者の關係について幾つかのことが明らかになる。

まず第一に、従前の股表示型で簡單に代替できる、それどころか股表示型の方がむしろ單純明快なものではないかと思わせる様な諸例が存在する。例えば、一大股を九兩に分けて九人で一兩づつ持つといった例(E—〇〇九〇)などは、却つて兩といった言葉を用いる必要すら無く、また一見複雑に見える「一兩五分の内の六分六厘を自己が持つ」という言明(A—〇二二二)にしても、その數値の人工的な細かさが却つて九分の四という分數・九股の内の四股であるという背後の實質を浮かび上がらせる。また上述の「二兩の中の壹錢二分一厘八毛七糸五忽」という數字にしても、〇・二二一八七五という事細かな數字が一・九五を十六で除した時に出てくる數であるという点に気付きさえすれば、全体二兩の内からまず五分(二十分の一)を誰かの為に扣除し、ついで残った兩額(二十

分の十九)を十六等分したという経緯が見て取れる。こうした段階に止まる限り、幾ら複雑な数値が現れようと、兩は股の單なる代替的表記方法であるという以上の意味もなく、またそれ固有の實益もない。

しかし第二にその反対側に、股表示型で代替するのが困難な(言い方を換えれば、そこにある兩額表示同士を單純な分數關係に容易には復元し難い)例も存在する。例えば「其山原作一十九股亦作一十九兩分派、本名實占五兩零四分、先賣二兩、今又將三兩〇四分出賣與……」(A—〇一六一)は、股分の代替表記方法であることを冒頭に言いながらも、却つて「五兩零四分」という數字は一九兩という數字との間で單純な分數的關係を持たない。そしてその後に行われる二回の賣買にせよ「二兩」と「三兩〇四分」の間に何らかの分數分解的な背景があるとも考えにくい。取り敢えず切りの良い額を誰かに賣り、ついで今回その残余部分を賣っているというだけことに過ぎないのであろう。

最後の例が示すとおり、そこにあるのは、言わば自己の持ち分を「量」と見たててそれを「量り賣り」する発想である。そしてこうした随意さの背後には、得分というものが伐採代価の配分に際して紙上で処理される數値以上の現實的な意味を殆ど持たないという事情が窺える。勿論、表現を変えた所で、最終的には伐採代価に対する得分・分數的表示であるという「この本質」がそれである訳ではない。しかし逆に言えば一旦兩額表示にしてしまうと、その最後の瞬間を除けば人はそれを特定の量の如く扱い始める、兩額型表示がその発想を容易にするとは言えるであろう。

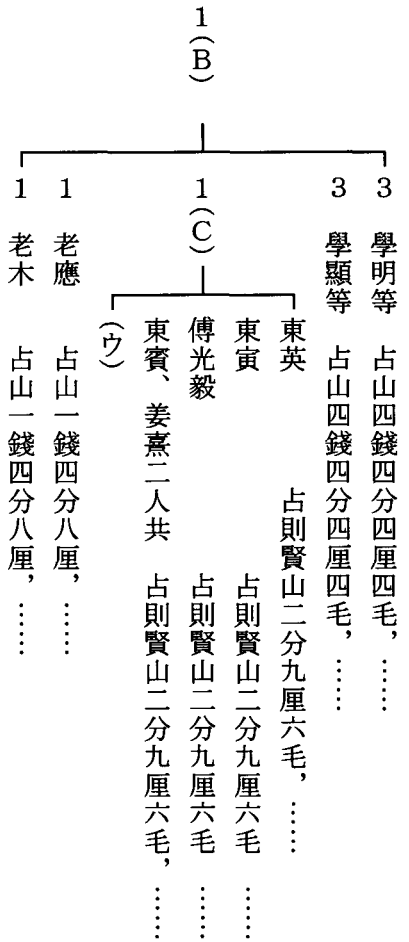
そして以上の二類形の間、股表示型に置き換えることが必ずしも不可能ではないが、しかし兩額型表記を行った方が確かに合理的だろうという第三の領域が広がり、そしてそれら諸例は兩額型表記登場の社会的背景の一端をかいま見せる。

例えば「分銀清單」(E—〇〇八一)は「……其山界限上登頂、下抵假乍溪、左憑大嶺與東英、開智山、右憑之英山、原作二大股分、又作六股分、又作八股分。今作八兩山分派 客人姜發載脚木價錢一千文、每兩山該分錢一百二十五文」として、以下各人の占める兩額とそれに基づく配分金額を簡条書きで列擧する。具体的な配分金額は省略し、股分分化の構造が明らかになるように段落付けをして示せば、内容は以下の通りになる。

- 1 海聞 占則相弟兄、姜吉山二兩一錢六分六厘六毛、……
 - 2 海瓊 占則相弟兄、姜吉、老德、老什、則賢等山二兩八錢六分二厘八毛、……
- 1 吉興 占山三錢三分三厘三毛、……
- 1 (A)

├── 5 (ア)

└── 1 (イ)
- 1 奉箴弟兄 占山一兩三錢三分三厘三毛、……



幾らかの試行錯誤的な計算を行えば、上述の兩額配置の背後にある事態が次のようなものであったことは、ほぼ確定できる。即ち、全山八兩を六股(即ち一股一兩三錢三分三厘三毛)に分かつて海聞以下五名が一：二：一：一：一で分け持つ状態が最初にあり、ついで一つの股Aについては二：五：一の分割が、そしてもう一つの股Bについては三：三：一：一：一の分割が行われ、しかもその一つ(C)については更にその内部が五等分された。海聞が持つ「二兩一錢六分六厘六毛」は、当初來の彼の得分一兩三錢余に(A)を買い足した額であり、海瓊が持つ「二兩八錢六分二厘八毛」は当初來の得分二兩六錢余に(I)および(U)を買い足した額である。右の復元作業それ自身が示すとおり、同じ事態は股表示型を多段的に積み重ねる仕方でも表示することも可能である。ただ反面、(A)(I)(U)の要素を股型で示そうとした場合の煩瑣さ、紛れの生じ易さを考えれば、兩額のみを端的に示す仕方の利点も明らかだろう。しかもそれは右記・海瓊の例が示すとおり、その股分分割がどの大股の第何段目の分割なのかを一切問わずに簡單に足し合わせ得る。そして最後の分銀に際して必要な情報は、言うまでもなくその時点で各人が經營的統一体に対して持つ得分についての情報であり、そこに到る細かな経緯ではない。

そして次の事例も、兩額型表記が持つ同様の利点を示唆する。E—〇〇二〇。股分の確認契。全山が併せて「四十九兩二錢之余」であると述べた後で、各人の持ち分を次のように列挙確認する。

- A 姜起濱 買 廷元 三兩二錢九分二厘，
- B 又得買 士榮 八兩四錢九分三厘，
- C 姜通義本名 六兩五錢八分半，加池
- D 又得買 姜廷彩之股 三兩二錢九分二厘五毛，

光林的釣涓得一半、光顯「的」通義 得買一半。

E 姜宗玉 得買 姜氏臥奢 三兩二錢九分二厘、

後起窟得買。

F 姜廷塊本名 占 一兩二錢六分七厘、

後本旺得買。

G 姜本旺 得買龍飛池 六兩五錢八分半

H 又得買 廷彩 三兩二錢九分二厘五毛

I 又買 姜老宗絞嚴亦 六兩五錢八分半

J 又得買 士周 五兩二錢六分

K 又買 文相 一兩二錢六分

共占二十二兩九錢九分四厘

全山兩額自体が既にして端數であり、またそこに現れる各人の兩額の何れもが、その全山兩額との間で單純な分數關係に立たないという面倒な例である。

しかし他面、各要素が完全に随意的な量り賣りかと言えはそうでもない。複數現れる六兩五錢八分半（あるいはその半分の三兩二錢九分二厘もしくは三兩二錢九分二厘五毛）および五兩二錢六分という數値は、その人為的な細かさ故に、却って共に七九兩という一つの値を指し示す（その一五分の一、十二分の一を端數切り捨てた額が兩者である）。六兩五錢八分半系統のユニットが少なくとも五つあるという事實から押せば、その背景には、七九兩を二対一の三股に分ち、二股側を更に八等分したものが六兩五錢八分半であり、一股側を更に五分分したものが五兩二錢六分であるという大筋の経緯も窺われる。

ただここでは、二行目に現れる八兩四錢九分三厘を、上記の五兩二錢六分と三兩二錢九分二厘という二つの數値の粗雑な足し算としてこのグループの中に加えても、その額は六兩五錢系統八股の内の五股半、五兩二錢系統五股の内の二股に過ぎず、その兩額總計は七九兩という數値には遠く及ばない。また残る一兩二錢六分七厘もしくは一兩二錢六分といった額も同様に一九兩という母數を指し示す（その十五分の一が概ね右の數になる）が、文書中に現れるのはその十五股の内の二股に過ぎない。

先程の例とは異なり、ここでは分子側から復元される分母が二種類あり、しかもどちらについても分母全体を再構成するだけの數がない。逆に言えば、ここにあるのはそうした破片の集積であり、その額の總計が却って「四十九兩二錢之余」という全山の中途半端な兩額を成している。論理的可能性のみを論ずれば想定は多岐に渉るが、一経営体の利益分配を行う構成であるにもかかわら

ず、その基礎となる分母自体が奇妙な程の端数であり、しかもその數値は構成單位側の細分化された數値側をあたかも所與としその總計として導かれるという点を説明しようるのは、次のような展開順序だけであろう。

即ち最初に存在したのは全山百兩ほどの大きな山地経営である。その中が取り敢えず七九兩と一九兩の二大股に分かれたた（あるいはそれ以外にもまだもう一つ、例えば二兩ほどの一大股があるのかもしれない。それだと總數は丁度百兩になる）。その後、各大股内では（おそらくその親屬構成に従つて）更に股分が細分化されてゆく。しかしその後、当該山地経営自体が、当初の大股区分を跨ぐ仕方で經營的・空間的にほぼ等分された（分割に先行して上掲例の様な大股を跨ぐ賣買があつたのか、それとも新經營の人的結合自体の側が大股を跨いだのかは分からない）。そして上記はその片割れの経営体の内部構成を示す。

右の二例どちらもが、既に多段的な股分分割が進行した後で、様々なレベルにある下位の股分が上位の大股分の区切れ目を跨ぐ仕方で賣買・分割・集積されている例であることは興味深い。確かに兩額型表示はそうした操作に便なのである。

これを逆に言うならば多段的股型表記は、一經營の内部において既に股の形で分化が進行しつつも、その成員相互の間にお大股單位での一定の構造的關係が存在しているような経営体のあり方にこそ相応しい。それに対して、多様なレベルで細分化された得分を色々な仕方で再集積した人々が、伐採代価の分配に際して單純に得分的水平的に並列する様な経営体のあり方には、むしろ兩額型表記が相応しい。そこで事態が後者の如く展開しそうだと思う人々は、單純な股型表示で済むような段階から、股分を予め兩で表記しておこうとした。そして伐採代価清算が完全に兩額ベースで行われる實務が定着すれば、そこから更に「量り賣り」型の方式も現れることになる。

この様に見てみれば股分表示方式の違いは、おそらく單位経営内の股相互の編成のあり方と無關係ではなく、またそれは上に述べた労働組織のあり方や、山場所有の山場管理労働からの乖離の動きと遠く関連していると考えられよう。